

平成23年度の取組全体の自己評価（案）

1 支出計画の進捗把握・管理

支出計画の進捗状況及び予算監視・効率化推進グループによる現状分析の結果は、配付資料「平成23年度法務省支出計画の実績」のとおりである。

2 予算執行上の重要な決定等についての事前審査及び事後報告の実施

平成23年度の前審査及び事後報告は、補助金等の交付決定が10件、1億円以上の調達又は3億円以上のシステム関係の調達が52件、施設整備が3件の合計65件について、予算執行の必要性、有効性及び効率性等の観点を踏まえて実施された。

3 行政事業レビューの実施

法務省行政事業レビューは、全事業を71事業に整理した上、平成23年7月27日に法務省予算監視・効率化チーム臨時会合を開催し、アドバイザーからの意見・提言を受けるなどの外部の視点を取り入れてチーム所見を決定するとともに、これらを平成24年度概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、全体で46億2千1百万円の削減であった。

なお、平成23年度においては、政府として東日本大震災の対応に最優先に取り組む必要があったことから、行動計画の策定、公開プロセス等は実施されていない。

4 国民の声の受付・対応，改善への取組

平成23年度の予算執行に関する国民の声の受付状況は、次表のとおりである。また、平成23年10月から同24年3月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添1のとおりである。

【国民の声の受付状況】

平成22年度<参考>

月	受付件数	予算に関する意見数
4	16	6
5	9	2
6	12	4
7	34	2
8	25	2
9	28	0
10	12	2
11	37	0
12	29	1
1	18	0
2	8	4
3	19	6
合計	247	29

※意見は、葉書1件(11月)を除き、すべて電子メールで送付されている。

平成23年度

月	受付件数	予算に関する意見数
4	8	1
5	9	1
6	9	1
7	19	1
8	25	2
9	16	3
10	16	6
11	11	6
12	18	12
1	28	14
2	25	8
3	21	8
合計	205	63

※意見は、葉書1件(8月), FAX2件(1月)を除き、すべて電子メールで送付されている。

5 予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

(1) 職員からの意見・提案の募集等

平成23年度の職員からの意見・提案の受付状況は、次表のとおりである。また、平成23年10月から同24年3月までに受け付けた意見・提案に対する対応状況は、別添2のとおりである。

【職員からの意見・提案の受付状況】

平成22年度<参考>

月	受付件数	予算に関する意見数
4	—	—
5	—	—
6	38(13)	37
7	5(2)	5
8	9(0)	9
9	0	0
10	2(2)	2
11	2(1)	2
12	0	0
1	0	0
2	0	0
3	0	0
合計	56(18)	55

※意見は、郵送にて受領。

なお、()内の数字は、電子メールで送付された件数で内数。

平成23年度

月	受付件数	予算に関する意見数
4	5(3)	5
5	11(4)	11
6	1(1)	1
7	6(5)	6
8	1(0)	1
9	2(2)	2
10	0	0
11	8(8)	8
12	0	0
1	1(1)	1
2	0	0
3	0	0
合計	35(24)	35

※意見は、郵送にて受領。

なお、()内の数字は、電子メールで送付された件数で内数。

(2) 研修等の実施

次のとおり、職員に対する研修等を実施し、予算執行の効率化等に関する職員の意識の向上を図った。

① 会計事務主管課長等会議

平成23年5月から6月にかけて、本省において合計6回、各組織の会計事務主管課長等会議を開催した。同会議においては、予算執行の効率化、行政コスト削減等に向けた各組織の取組状況、課題等を協議し、予算執行の効率化等に関する現状認識・問題意識の共有化を図るとともに、参加者から報告のあった有益な具体的方策を文書により全組織に通知し、これを周知徹底した。

② 会計職員実務講習会

平成23年10月24日から同月28日までの5日間、大臣官房会計課において会計職員実務講習会を実施した。同講習会においては、地方官署の会計事務担当者54名に対し、予算執行の効率化等に関する講義や演習を実施した。

③ 各種研修

平成23年4月から平成24年3月までの間、法務総合研究所、矯正研修所及び公安調査庁研修所が実施した各種研修は、別添3のとおりであり、中央研修822人、地方研修2,082人の合計2,904人の職員に対し、予算執行の効率化に関する講義等を実施した。

なお、法務省浦安総合センターが東日本大震災により被災したため、復旧工事期間中、同センターにおいて中央研修が実施できなかったことから、平成23年度における中央研修の受講人数が平成22年度に比し4割程度減少している。

6 予算執行の情報開示の充実

第3・四半期及び第4・四半期の情報開示の取組状況は、別添4のとおりである。

【自己評価】

○支出計画の進捗把握・管理

支出計画と執行額にかい離が生じているものも見受けられるが、その原因は入札開差、節減効果等であって妥当と認められる。また、年度末のいわゆる駆け込み執行や不要不急の出張は行われておらず、不適切な執行は認められなかった。

平成24年度においても、引き続き、駆け込み執行等の不適切な執行がないよう監視に努める。

○予算執行上の重要な決定等についての事前審査及び事後報告の実施
補助金等の交付決定, 重要な調達及び10億円以上の施設整備について, 必要性, 有効性及び効率性を踏まえた事前審査及びやむを得ない場合の事後報告を適切に実施している。

平成24年度においても, 引き続き, 適切に事前審査を実施していく。

○行政事業レビューの実施

法務省の全事業について, 予算の支出先や使途の実態を把握し, 改善の余地がないか等の観点から点検・見直しを実施しており, 概算要求において相当額の削減を実現した。

平成24年度においても, 引き続き, 行政事業レビューに適切に取り組み, 平成25年度の概算要求に適切に反映していく。

○国民の声の受付・対応, 改善への取組

予算執行に関し, 国民の声として受け付けた全ての意見・提案に対する対応方針を取りまとめて公表するとともに, 職員に周知しており, 丁寧に取組が実施されている。

平成24年度においても, 引き続き, 国民の意見・提案を真摯に受け止め, 予算の効率的な執行に生かしていく。

○予算執行の効率化等に向けて職員の参画や意識の向上を図る取組

職員からの意見・提案に対する対応状況については, 予算の効率化に関する全ての意見・提案に対する対応方針を取りまとめて公表するとともに, 職員に周知しており, 丁寧に取組が実施されている。

職員の意識の向上を図る取組については, 会計事務主管課長等会議, 会計職員実務講習会及び各種研修において, 予算執行の効率化等に関する協議又は講義等を実施するなど, 着実に取組を推進している。

平成24年度においても, 引き続き, 職員からの意見・提案の提出を積極的に促すとともに, 提出された意見・提案を真摯に受け止め, 予算の効率的な執行に生かしていくとともに, 職員の意識の向上を図る取組についても着実に推進し, 予算の効率化に関する職員の意識の向上及びその定着化に努める。

○予算執行の情報開示の充実

公表すべきものについて, 定められた公表期限まで公表を了している。

平成24年度においても, 引き続き, 適切に情報開示に努める。

国民の声に対する対応状況

対応可能なもの

(39件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(39件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>司法修習生のお給料の20万円も安すぎると不満を言っているのが問題になっているが、司法修習生の人数が多くなっているなか、やはり給料は渡すべきではないと思う。20万円ももらって修習させてもらっているという態度ではない。税金がこのように使われることこそ無駄遣いで腹が立つ。もらっている本人たちが価値をわかっていないのに渡すべきではない。こういう人が弁護士になるような制度、この給与の制度は止めた方がよい。</p>	<p>司法修習生の給与に関する御意見です。 司法修習生の給与については、従前は、国が司法修習生に対し給与を支給する制度が採られていましたが、この制度に代えて、平成23年1月1日から、修習資金を貸与する制度が導入されています(裁判所法第67条の2)。</p>
<p>入管窓口の中韓通訳を法務省が50人配置したが、日本人は増税など負担を強いられ、東北の復興も進んでいない、まだ体育館で過ごしている人もいる。贅沢を言う被災者がいることも承知している。が、そのような状況で、韓国中国に対してなぜこれほど矢継ぎ早に便宜を図るような予算がすぐに出てくるのか、同じ日本人として、準公務員として理解に苦しむ。 彼らが日本に来やすいようにして、日本国としてどんなメリットがあるのか。これだけ、不法滞在、違法な売春、生活保護の申請等すべて知れ渡っているのに、どうしてか？このままで日本は日本で無くなるとは考えられないか？ぜひ無駄な人員増員をやめていただきたい。</p>	<p>出入国審査時における通訳に関する御意見です。 平成24年7月から新しい在留管理制度が導入されることにより、出入国港において中長期在留者に対して在留カードが発行・交付されるなど、出入国審査が複雑化することとなりますが、手続の案内を行う通訳人を配置することで、入国審査官が外国人に対して的確に制度の案内をすることができるのと同時に、入国審査官が審査業務に専念できるので、円滑かつ厳格な出入国審査を行うことができるようになります。 なお、入国管理局としては、今後も摘発の強化等により更なる不法滞在者の縮減に努めるとともに、偽装滞在者への取締りを着実に実施することで、日本国民の安心・安全を守るための取組を引き続き行ってまいります。</p>
<p>法務省を始め主に官公庁の印刷物の入札案件に参加しているAという会社があるが、虚偽の申告をして入札に参加している旨を報告する。 まずこの会社は名古屋に印刷工場を持っていて、そこで印刷業務を行っていることになっているが、この名古屋工場はBという全く別の会社の工場である。当然この名古屋工場にはAの社員など一人もおらず、Aは印刷の機械など一台も持っておらず、印刷の仕事をBに丸投げして請け負わせている。また、DTPなどの制作の業務も案件によっては全く別の会社に発注している場合もある。</p>	<p>官公庁の入札案件に参加している印刷業者に関する御意見です。 御指摘の会社の入札参加資格につきましては、全省庁統一資格審査事務処理センターから入札参加資格がある旨通知を受けているところであります。 また、受注した業務を再委託しようとするときは、契約条項に基づき、再委託する理由等を記載した書面を提出し、当省の承諾を得た上で再委託を認めることとしています。 なお、再委託に当たり、契約違反の事実が判明したときは、契約条項に基づき、適切に対処することとしております。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>インターネットによる登記情報提供サービスについて、度々利用しているが、所有権のみの情報について、使用用途が少ないので、地積地目も併せて提供して欲しい。</p>	<p>インターネットによる登記情報サービスに関する御意見です。 登記情報提供サービスでは、不動産の登記記録の全部の情報のほか、不動産の所有権登記名義人の氏名又は名称及び住所又は事務所のみについての情報を確認することができます。 この不動産の所有権登記名義人等のみについての情報は、対象となる不動産に係る現在の所有者の氏名及び住所等を確認されたいお客様等に御利用いただいております。御要望の「地目・地積」等の登記事項については、不動産の登記記録の全部の情報により提供しております。 御意見を踏まえ、今後とも、よりよいサービスの向上に努めてまいります。</p>
<p>・法務省の衛星携帯電話購入費(1274台分)4億7600万円の2件。衛星携帯電話は平岡法相が、電池パック込みで1台34万6500円、通信1回線約5000円の計上、必要ないのでは、衛星電話。何に使うのか？聞かれたくない会話するためか？これ以上バカな考え、発言はやめていただきたい。 ・法務省の衛星携帯電話購入費(1274台分)4億7600万円。 この予算を出した人を処分願いたい。処分がないから公務員の連中はなんでもやり放題になる。必ず厳しい処分を！！ ・法務省の衛星携帯電話購入費(1274台分)4億7600万円。電池パック込みで1台34万6500円、通信1回線約5000円は異常な数字だ、高過ぎる！携帯電話はスマートフォンの最新機種でも4万円台。そもそも別に最新機種など使う必要も無く、もっと安いものを買えば良い。電話とメール機能があればそれで良いのではないか？スマートフォンにする必要すらない。増税を国民に強いる反面、異常な無駄遣い。家計でも収入が減れば、支出を引き締めて当然なのに、人の金だと思って湯水のように使うから、赤字国債を乱発しなければならない事態になる。もう少し考えていただきたい。</p> <p>(3件)</p>	<p>衛星携帯電話の整備に関する御意見です。 法務省においては、今後想定される大規模災害時において、国民の生命、財産、権利等を保護するためには、通信途絶等による被災地の孤立化を防止し、被災状況の迅速・正確な把握が必要であることから、発災時における安定的な連絡通信手段として、全国にある法務省所管官署に衛星携帯電話を整備することとし、そのための経費として約4億7,600万円が平成23年度第3次補正予算に計上されました。この予算額については、大手3社から見積書を徴した上で最も安価な単価をもって積算単価として計上したものです。実際の調達に当たっては、会計法規に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札を実施し、7,980万円で契約を締結しました。予算額と契約額との差額は、国庫に返納しております。 今後とも、御意見を踏まえ、適切な予算の執行に努めてまいります。</p>
<p>・人権侵害救済法案において人権委員機関という別の部署を設けることは、また余分な経費や人件費を必要とするので、無駄遣いになります。まずは、国民に納得のいく説明をお願いします。 ・新しい人権救済機関(人権委員会)の設置に反対。人権擁護局があるでしょう？何十何百億と金を無駄遣いするな。危険な人権委員会の設置に反対だ。 ・国民は税金の無駄を省いてほしいと議員を選んだ。なのに、莫大な費用をかけ、公務員削減の流れに反してたくさん選任の人間を雇い、まったく国民の意思に反した政策です。こんな法案を通すことは国民の委託を受けて政治をしていることを忘れているとしか言いようがない、言語道断の行いです。人権侵害法案は国民の意思とはまったくかけ離れた政策であると強く断言します！絶対反対！！</p> <p>(上記と同旨 計25件)</p>	<p>人権救済機関の設置に関する御意見です。 新たな人権救済機関の組織・権限の在り方等の詳細については、現在検討を進めているところであり、確定的なことは申し上げられませんが、新たな人権救済機関の予算・人員については、既存の組織を改廃・活用する方向で引き続き検討しているところです。 なお、人権擁護委員に給与が支給されない点に変更はありません。 ※新たな人権救済機関の必要性等については、「Q&A(新たな人権救済機関の設置について)」(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00041.html)にも掲載しておりますので、御参照ください。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>・卓上カレンダーもらったがすぐ資源ゴミとなった。使う人がいるのか疑問である。金も資源も無駄使いなので作成しないでいただきたい。</p> <p>・なぜFC2ブログにあのような偽善的な広告を張るのか？効果が多少でもあると思うからなのか？それよりも公務員が自らを正すほうが先ではないか？意識を上げるほうが先ではないか？ただ適当に予算を無駄遣いしていないか？よく考えていただきたい。</p> <p>(2件)</p>	<p>人権啓発活動に関する御意見です。</p> <p>法務省では、広く国民一人一人が人権尊重の理念を深めるため、国の責務として、あらゆる機会を通じて様々な人権啓発活動を行っております。</p> <p>御指摘の卓上カレンダーにつきましては、国民の皆様にも広く配布させていただき、同カレンダーを日常的に目にさせていただくことにより、年間を通じて人権課題に関する正しい認識を深めていただくことを目的として作成されました。</p> <p>また、御指摘のインターネットバナー広告については、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れたり、児童ポルノ画像が流出するなど、インターネットを悪用した行為が増えていることから、人権に関する正しい理解を深めていただくことを目的として作成されました。</p> <p>さらに、これらには、人権侵害による被害救済を求める必要が生じた場合には、速やかに人権擁護機関に連絡してもらうことなどを目的として、人権相談の電話番号等を掲載しております。</p> <p>啓発手法につきましては、様々な御意見があるところですが、今後とも、御意見を踏まえ、予算の効率的な執行に努めるとともに、分かりやすく親しみやすい人権啓発活動に努めてまいります。</p>
<p>地方公務員と国会議員歳費、政党交付金削減、年度末に予算を使いきるシステムの改善。</p>	<p>年度末の予算の使い切りに関する御意見です。</p> <p>現在、法務省では、副大臣をリーダーとする「法務省予算監視・効率化チーム」を設置し、年度末の駆け込み執行ないし予算使い切りなどの無駄な予算執行の排除という観点から、予算の執行状況を監視するとともに、会議、会同、研修、会計監査等の機会を通じ、予算執行の効率化に向けた職員の意識の向上に努めるなどしており、今後も、このような取組に努めてまいります。</p>
<p>静岡の入管出張所について、お昼の食事休憩は理解出来るが、交代で、電話対応くらい出来るのではないかと？他の支所は、ちゃんと対応している。職務怠慢ではないかと？静岡入管だけ特別なのか？一般人は、黙って官僚の言う事を聞いているということか？</p>	<p>昼休み時間帯の電話対応に関する御意見です。</p> <p>地方入国管理局の出張所は、地方入国管理局の本局や支局と比べ、限られた人員で業務を行っているため、昼休み時間帯の電話対応は自動応答とさせていただいている官署もありますが、対応可能な出張所においては、フレックスタイム等を導入するなどして、昼休み時間帯の電話に対応していくこととしております。</p> <p>なお、外国人在留総合インフォメーションセンター(電話番号:0570-013904、海外から電話する場合の電話番号:03-5796-7112)では、午前8時30分から午後5時15分の間、相談を受け付けており、多言語(英語、韓国語、中国語及びスペイン語等)で対応していますので、同インフォメーションセンターも御利用ください。</p>
<p>人権擁護局に対し、「これほど醜い日本人女性」http://handicap.scenecritique.com/というサイトがあり、日本人女性全てが人権侵害を受けているので、早急に対処して欲しいと、何度も連絡を入れたが、一切何もしていただけない。</p> <p>外務省主催の「意見交換会」において、在日韓国・朝鮮人特別永住者の特権について批判的な意見を述べた人が「人権侵害」に当たると告発され、実際に呼び出された例もあると聞いている。</p> <p>在日朝鮮人の問題にはこの素早さ。対して、日本人の人権はほっぽらかし。こんな偏った仕事ぶりの局は存在しなくて結構である。</p> <p>財政難でもあるし、ムダなものはまるごと捨てていただきたい。</p>	<p>人権侵害事犯の対応に関する御意見です。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、「人権を侵害された」という被害者の方からの申告等を端緒に、人権侵害の疑いのある事案について、人権侵害事件の調査救済手続を開始します。救済手続においては、中立・公正な立場から関係者に対する事情聴取等を実施し、当事者の話し合いを仲介するなどして、当事者間の関係を調整したり、人権侵害の事実が認められれば、相手方に示説するなど、事案に応じた適切な措置を講じています。</p> <p>御指摘のような事案についても、被害者の方からの申告等があり、人権侵害の疑いがあれば、人権侵害事件として調査を行うこととなります。今後も引き続き、人権侵害事件の適切な対応に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>現状の自動化ゲートの問題点は、①ゲートの設置台数があまりにも少なく、従来のゲートの方が、スムーズに通過できることが多い。②自動化ゲートの処理スピードが遅く、パスポートの読み取りと指紋認証の動作と画面の処理スピードにずれがあり、エラーを起こしスムーズな通過が出来ない人が多い。(よって、スムーズに通過できない)特に指紋認証時に押しつけなければならないが、指紋を認識しているのか？いつまで押しつけておけば良いのか分かり難い。新聞報道では、指紋登録に抵抗感があるとされていたが、従来のゲートより素早く通過できなければ、自動化ゲートの普及に繋がっていかないとされる。シンガポールのシステムを参考にされたい(台数、スピード共にストレスを感じない。)。利便性が悪いシステムの利用率は向上しないと思われる。ぜひとも現行のシステムの改良とゲートの増設をお願いしたい。</p>	<p>出入国審査時における自動化ゲートに関する御意見です。 現在、法務大臣の私的懇談会として設置された「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政検討会議」において、出入国審査の合理化の方策等について検討が行われています。同検討会議が昨年度法務大臣へ提出した中間報告では、現在設置されている自動化ゲートの利用の促進のため、自動化ゲートの複数台の設置が提言されています。 この提言を受けて、法務省では24年度、自動化ゲートを複数台設置することの効果把握するため、一部の空港に複数台の自動化ゲートを設置し、実証実験を行う予定です。 今後とも、御意見を踏まえ、自動化ゲートの利便性の向上に努めてまいります。</p>
<p>最近の法務局の業務において、コピー機等を置かなくなった等、様々な改革があったが、正直に申して、役所等事業に携わる者として資料調査等、支障が生じ始めている。資料を打ち出すのをコンピュータ化して、一枚打ち出して渡されるが、資料はある地番毎に一件ではない。他の資料も見なくてはならず、判断するのに時間を要すものもあり、単純なことではない。このままでは、資料調査がままならず、誤ったまま登記等が行われても致し方ない事態になると危惧している。</p>	<p>法務局へのコインコピー機設置に関する御意見です。 現在、地図のコンピュータ化に伴い、地図等については、証明書(又は写し)の交付を行っていることから、お客様自らが地図等について閲覧の請求を行った上で、コピーをとるといった場面が想定されないため、コインコピーの取扱いを廃止したものです。 この取扱いによって、御心配される「誤ったまま登記等が行われても致し方ない事態になる危惧」というものの具体的な内容は、必ずしも明らかではありませんが、今後とも、国民の皆様の利便性が向上するよう各種のサービス提供に努めてまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(15件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (15件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>・受刑者の必要経費は、受刑者が支払うべきではないのか。一部であろうと税金で賄うのは解せない。その予算を被災者救済に当ててほしい。まじめに働いている人の税金で加害者を養うのは悔しく思う。</p> <p>・刑務所は有料として税金は一切使用しない。</p> <p>(2件)</p>	<p>受刑者の必要経費に関する御意見です。</p> <p>刑事施設は、法令に基づき、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を受ける者を強制的に施設へ収容し社会から隔離するだけでなく、改善指導、矯正教育、就労支援など改善更生、円滑な社会復帰に向けた各種働き掛けを行い、社会の治安の維持・回復を図ることを目的としており、刑事事件の多くが、犯罪を繰り返す者によって引き起こされている現状から、「国民生活の安定・安全」を実現する上で、刑事施設において再犯防止への種々の取組みをすることが重要であります。</p> <p>このように、刑事施設において、受刑者等の身柄を確保して刑を執行し、再犯防止に向けた効果的な矯正処遇を実施することは国の責務である上、これは再犯を防止し、「国民生活の安定・安全」の実現という社会全般の利益につながるものであることから、国費により実施しているところであり、単に加害者を養うために実施しているものではありません。</p> <p>なお、懲役受刑者に義務付けられている刑務作業の実施により生じた収入は国の歳入に組み込まれています。</p> <p>今後も引き続き、御意見の趣旨を踏まえ、予算の効率的執行に努めてまいります。</p>
<p>・税金の「ムダ使いを」少しでも無くすため。死刑囚の執行を急ぐべき。</p> <p>・早く全員死刑にしろ！国民の税金で犯罪者を食わせるなんて、無駄遣いもいいところ！</p> <p>・オウム死刑確定判決13人死刑執行無駄がね税金使用無駄だ</p> <p>・法務大臣には職務をまっとうしてもらいたい。いつまでもダラダラと死刑囚に食わせておくな！税金の無駄遣いである。</p> <p>・犯罪者を養うために働いて納税している訳ではありません。職務を遂行しない大臣を養うためでもありません。私たちがおさめた税金を無駄遣いしないでいただきたい。</p> <p>・死刑執行は法律で定められてるんだから死刑執行については法律が変わるとかしない限り執行してほしい。</p> <p>・死刑囚の刑の執行を行わないことは法的にも問題があり、また死刑を行わずにいることで死刑囚の長期の生存に掛かる税金も無駄の一つであると考えます。再審請求などを行っていない限り、そして法務大臣の職責の一つとして、さらに税金の無駄遣いをなくすためにも死刑囚の刑の執行を可及的速やかに行うべきである。</p> <p>(上記と同旨 計9件)</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰ですので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局印鑑カードをICカード化し、電子証明書 を記録する。(公的個人認証サービスと同等 のレベルに改善する) 印鑑証明書1通500円に対して、会社・法 人の電子証明書3ヶ月(最短)で2500円の 状況では、従来どおりの交付請求方法がもつ とも合理的である。このままでは、いつまで たっても電子政府は実現しないと思う。(つま り予算のムダ)。昨年、新システムを稼働させ ているが、稼働させる以前に費用対効果がな いことは自明。</p>	<p>法務局において発行している印鑑カードに関する御意見です。 印鑑カードのICカード化は、利用者の利便性に資するものとして有用 であると考えますが、導入のためには、費用対効果を慎重に検討する必 要があり、現段階ではその実施は困難な状況にあります。 なお、電子証明書の手数料については、物価の状況、電子証明書の 交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して定めることとされてい ており(商業登記法第13条第1項)、現在の手数料の額は、電子証明書 を発行するために要する人件費、システム経費等を基に算出され、ま た、電子証明書が証明期間中に有効である限り何度でも利用することが できることも考慮されて定められておりますので、御理解願います。</p>
<p>・刑務所の食事をインターネットで拝見したと ころ、あまりに豪華で庶民の食事とあまりにか け離れており、これでは更生する気持ちもな くなり、社会に出て犯罪を犯して戻りたくな らう。 子供のいる家庭を考慮し仮にこれを成人3 人分に変換したとしても一人2万5千円にも満 たない。外国人の犯罪が減らないのもそこが 食事が豪華でホテル暮らしのようだといわれ いるからである。日本の刑務所に三ヶ月いた ら餓死するくらいの厳しさが必要ではないか。 だれも犯罪者に更生して欲しいとは思わな いと思う。がりがりにやせ衰えて体力も考える 気力もなくなってくれた方がマシである。なぜ ならまた犯罪を犯して欲しくないから。私たち の血税がこんなに豪華な食事に使われるな んて許せない！狭いところに押し込めて、日 に2回くらいのおかゆ程度にすべき。 ・無駄なご飯を食べさせるな！ 死刑になるような事をしたのだから、さっさと 死刑執行しろ！！</p> <p>(2件)</p>	<p>矯正施設の食事及び死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見で す。 矯正施設は、法令に基づき、犯罪者等を強制的に施設に收容し、身柄 を確保していることから、適正な收容生活環境を維持することが必要で す。 被收容者の食事は、被收容者の生命及び基本的な日常生活に必要 不可欠なものであり、健康及び体力の保持、刑務作業の形態等を考慮 し、收容生活において必要な食事を支給しているものです。したがって、 一般社会とかけ離れた豪華な食事を支給しているものではありません。 また、一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰です ので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分 に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に 判断し、これらの事由等がないと認められた場合に初めて死刑執行命令を 発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願いま す。</p>
<p>農業ハウスの専業農家をしている者であ る。先日、ネットで徳島刑務所を拝見した。約 1000名のお世話をしているとのことであるが、 今の時代東北の震災、各地の災害を見て私も 幾らかボランティアとか災害の助け合いを 考えましたが、色々考えて家族とも相談をし、 作物を作って刑務所さんに買ってもらうのなら 商売になり、ボランティア精神に反するので、 施設付きで作物をつくる技術を發揮させてく ださい、私も生活がありますので、幾らか報酬 は下さいアルバイト程度と考えています。 それにより、1000名さんの食材を業者さん から購入するよりはるかに安価で調達出来る と思われる。このようなシステムは無いと言わ れればそれで終わりですが今までの、やり方 を変えてみてはどうか、私のボランティアも遂 行出来る。御検討下さい。</p>	<p>矯正施設における農作物の栽培に関する御意見です。 被收容者の食事については、年齢、性別、刑務作業の形態等により定 められた標準栄養量に基づき給与しているところであり、安定した食事 の給与、食中毒の防止等のほか、バランスのとれた食事を給与するた め、時節に応じた食材をはじめ幅広く種々の食材を活用しているところ であります。 御意見の趣旨は、施設において食材等を栽培することにより、より安価 に食材を供給できるという提案であると思っておりますが、施設では農作物の 栽培に活用できるスペースが少なく、食材についても栽培種類が限られ るとともに、1年を通じ、被收容者の收容人員に応じて必要となる食料量 を安定的に供給することは困難であると考えられます。 現在、食材等の購入手続は、会計法令に基づき、一般競争入札を実 施するなど適正な予算執行に努めているところであり、地元の食材を活 用することにより、少しでも地域産業への貢献ができればと考えておりま す。 また、地域の方々が施設において農作物をつくる技術を發揮する手段 として、職業訓練等の指導者として農業に関する技術を付与する方法が あると思っておりますが、現在、御意見をいただきました徳島刑務所におい ては、農業に関する職業訓練等は実施していないところであります。 しかしながら、今回の御意見の趣旨は、施設運営への協力や効率的 な予算執行に関する提案でありますので、今後も引き続き、御提案の趣 旨を踏まえ、予算の効率的執行に努めてまいります。</p>

職員の意見・提案に対する対応状況

対応可能なもの

(7件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(7件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>旅費事務については、特に遠距離の出張や初めての路程の出張において、出張路程の作成に長時間を要するケースがあり、事務処理上著しく非効率となっていること、また、職員に対しては日当を除いて旅費は支給せずに現物支給とすることが旅費の透明化を確保できると思われることから、旅費事務のアウトソーシングを行うべきである。</p>	<p>パック商品手配等の民間業者へのアウトソーシングについては、「旅費業務に関する標準マニュアル(平成20年11月14日付け各府省申合せ)」に基づき、法務本省においては平成22年12月から実施済みであり、実施状況及び効果の検証を行った結果、旅費の節減及び業務の効率化が認められているものである。</p> <p>所管各庁に対しては、平成22年11月26日付け法務省会第2131号法務省大臣官房会計課監査室長事務連絡「旅費業務に関する標準マニュアルの運用について」を發出し、パック商品手配等を民間業者へアウトソーシングすることの検討を要請しているところである。</p> <p>なお、法務本省における前記のアウトソーシングにおいては、委託事業者は乗車券等を出張者に手交し、支出官は乗車券等の料金を事業者に支払い、日当を出張者に支払うこととしている。</p>
<p>本省、管区レベルの会同、担当者打合せ会、説明会等の会議に、積極的に電子会議を導入する。</p> <p>直接、面と向かって話をしなくても目的を達することができるものについては、電子会議を導入することで、旅費にかかる金銭的成本、出席者の移動に要する時間コスト、当該出席者が欠けることによる職場への影響を抑えることができることから、全法務局に、電子会議システムを導入する。</p>	<p>法務局が主催する会議・会同は、関係者が一堂に会し、単なる報告会に終わることなく今後の行政運営に資するような実質的な討議を行っているものである。</p> <p>御意見の電子会議システムの導入については、導入の必要性を含め検討する必要があるものと考えており、同システムで行える会議・会同があれば積極的に活用していきたい。</p>
<p>事務の効率化が果たせれば、超勤予算の縮減にもつながることから、事務用パソコンの更新又は機能アップを、法務局・地方法務局の判断で可能としてほしい。</p> <p>現状、OA機器最適化の観点から、一人一台以上体制が解消するまでの間、パソコンを更新することができず、また、法務局LAN端末において、メモリの増設をすることが認められていない。このため、耐用期間を遙かに超えた低スペックのパソコンを使用し、故障しても更新することができないため、修理して使用している。</p> <p>なお、法務局LANに一本化される予定であるが、局独自に購入したパソコンに比して、法務局LAN端末として配備されたパソコンは低スペックであり、能力不足である。</p>	<p>法務局通信ネットワークについては、現在、各局LANとの統合作業を進めているところであり、計画終了時(平成24年度末)には、各局の庶務課、職員課及び会計課において1人1台が配備される予定である。</p> <p>端末の仕様については、予算事情を考慮しながら、事務に支障を来さない程度の十分なスペックの保持に努めたい。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務局の事業、特に登記関係の各種事業の多くは、いずれの局においても数量を除いて全く同じ仕様であることから、本省一括入札を実施すれば、落札額を縮減することができるのではないかと。</p> <p>また、各局が別々に予定価格を積算することは、非効率であると思われることから、予定価格積算方法を一本化してほしい。</p>	<p>汎用的な物品・役務の調達に関しては、既に管区機関単位あるいは本省において一括調達を実施しているところである。</p> <p>なお、法務局がそれぞれの実情を踏まえて実施する各種事業については、調達手続から事業の実施に至るまで、各局の責任において実施すべきものと考えている。</p>
<p>予算が不足する科目については増額要求し、余裕がある科目については減額要求するべきであるが、ある程度流動的にできるのであれば、真に必要とされる事業に積極的に予算を執行でき、いわゆる「無駄遣い」を減らすことができると思われることから、目の流用を認めてほしい。</p> <p>ゼロ執行、ゼロ決算については、「無理に使い切らなくて良い。」とされながら、他方で「必要とされる事業は遠慮なく執行し、我慢しなくて良い。」とされ、無理に使い切る必要はないが、極力ゼロに近づけるという方針であると解釈している。</p>	<p>現在、年度末の使い切りなどの無駄な予算執行の排除という観点から、「法務省予算監視・効率化チーム」を設置し、予算執行の効率化に向けた取組を実施しており、会議・会同、研修、会計監査において適宜適切に指導している。</p> <p>予算配分等を事業内容や業務にあったものに見直すことについては重要であるものと認識しており、引き続き、適切な予算要求、予算示達に努める。</p> <p>なお、予算科目の目は、歳出の対象及び目的を分類するために定められているが、予算執行上、目間の流用が必要と認められる場合は、財務大臣の承認を得て目間の流用を行っている。</p>
<p>出張等に係る日当(旅費法第20条)は、一律支給しない取扱いとするべきである。また、出張等の宿泊料は、宿泊料定額(旅費法第21条)を支給するのではなく、実費支給とするべきである。なお、旅行代理店等へのアウトソーシングを早期に実施し、パック商品、JRチケット及び宿泊費を全て当該代理店への支払とすることにより事務の簡素化が図られる。</p>	<p>旅費については、法令に基づいて支給されるものであり、日当及び宿泊料の取扱いの変更を当省限りの判断で行うことは困難であるが、関係機関と意見交換を行うなどして、職員の業務効率化を図りつつ、行政コストの削減に資するよう努める。</p> <p>パック商品手配等の民間業者へのアウトソーシングについては、「旅費業務に関する標準マニュアル(平成20年11月14日付け各府省申合せ)」に基づき、法務本省においては平成22年12月から実施済みであり、実施状況及び効果の検証を行った結果、旅費の節減及び業務の効率化が認められているものである。</p> <p>所管各庁に対しては、平成22年11月26日付け法務省会第2131号法務省大臣官房会計課監査室長事務連絡「旅費業務に関する標準マニュアルの運用について」を发出し、パック商品手配等を民間業者へアウトソーシングすることの検討を要請している。</p> <p>なお、法務本省における前記のアウトソーシングにおいては、委託事業者は乗車券等を出張者に手交し、支出官は乗車券等の料金を事業者を支払い、日当を出張者に支払うこととしている。</p>
<p>ウォームビズを推進し、事務室内の暖房温度を低く設定することが必要ではないかと。</p> <p>夏季のクールビズに比べて、冬季のウォームビズはあまり周知されていないと感じる。一般的に夏季の温度設定を1℃上げるよりも冬季の温度設定を1℃下げることの方が効果が大きいとされているため、積極的に取り組むべきである。</p>	<p>ウォームビズの推進については、資源エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議における決定を受け、本省局部課及び所管各庁に対し、「冬季の省エネルギー対策について」(平成23年11月2日付け会計課長依命通知)を发出し、「暖房中の室温19℃を徹底するほか、ウォームビズを心がけること」等を実施する旨周知しており、法務省全体で冬季の省エネルギー対策に取り組んでおり、引き続き、冬季及び夏季の省エネルギー対策については特に努めていきたい。</p>

現時点では対応困難なもの

(2件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】(2件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>物品購入に関する透明性、公正性、競争性を確保し、予算の効率化や事務処理の効率化を図るため、物品購入に関する「政府調達サイト(仮称)」を設置すべきである。</p> <p>政府調達サイト(仮称)は、インターネットで参入を希望する業者を募り、一定の事前審査を合格した者が調達に参入できることとする。事前審査を経ているため、入札手続きを不要とし、予定価格の設定も不要とする。大量購入の場合は競り下げ方式を実施する。インターネットで公開されることから透明性、公正性が確保され、各種の監視会議が不要となる。</p>	<p>国の調達手続については、会計法令等に基づいて統一的に行われていることから、当省限りの判断で見直すことは困難であるが、機会を捉えて関係省庁に対し、本意見を周知することとしたい。</p> <p>なお、内閣府公共サービス改革推進室において、行政コストの削減及び業務の効率化等を図るため、共同調達の導入、競り下げの試行などの取組を進めているところであり、当省としても積極的にこれらの取組を行いたいと考えている。</p>
<p>旅費業務の効率化のため、決裁階層の簡素化を図るべきである。</p> <p>具体的には、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針第4条関係第1項第2号により、旅行命令権者を地方支分部局等の課長級職員に再委任する。</p> <p>「旅費業務に関する標準マニュアルの運用について」によると、「法務省所管内国旅費取扱規程第6条においては、地方支分部局等の課長級職員に対し再委任をすることを想定していないことから、当省においては、今後、旅費業務の効率化が図れるか検討するものとし、当分の間、現行どおりとする。」とされている。</p> <p>本事務連絡が発出されてから約1年が経過し、十分に検討がなされたことと考えるが、旅行命令権者を地方支分部局等の課長級職員に再委任をすることにより、決裁に要する時間が短縮され(簡素化)、旅費業務の効率化につながると思われるので、当省においても実施すべきである。</p>	<p>旅行命令等を発する権限を再委任する場合は、予算管理を適正に行うことが求められるが、旅行命令権者を細分化すると、全体的・効率的な観点からの予算管理が困難となることが懸念される。また、旅行命令権者は、旅費の請求内容のチェックを適正に行うことが求められるところ、請求内容のチェックについては専門性が求められること、さらに、旅行命令を発した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿を支出官に提示する必要があるところ、所管各庁においては、旅行命令権者は支出官を兼務している場合が多いことから、再委任した場合、事務が非効率となることも考えられる。</p> <p>以上のことなどから、旅行命令権者については、集約して事務処理を行う方が効率的であるとも考えられるところであるが、内閣官房IT担当室における議論や各府省の動向を見守りたい。</p>

予算執行の効率化等の講義を実施した中央研修一覧表(平成23年4月～平成24年3月)

(人, 単位)

番号	研修名	受講者数	単位数	備考(組織名)
法務総合研究所				
1	検察事務官高等科(前期)研修	65	8.0	検察庁
2	検察事務官高等科(後期)研修	68	8.0	検察庁
3	保護観察官高等科研修	24	2.0	保護局
4	保護観察官中等科研修	73	1.5	保護局
5	保護局関係企画調整特別研修	20	7.0	保護局
6	第39回法務局・地方法務局職員 管理研究科研修	15	1.0	法務局
7	第79回法務局・地方法務局職員 専門科(訟務)研修	41	2.0	法務局
8	第80回法務局・地方法務局職員 専門科(人権)研修	27	3.0	法務局
9	第110回法務局・地方法務局職員 高等科研修	66	3.0	法務局
10	第43回入国管理局関係職員 管理科研修(B課程)	10	1.0	入国管理局
11	第46回入国管理局関係職員 高等科研修	40	1.0	入国管理局
12	第9回入国管理局関係職員 専攻科研修	40	1.0	入国管理局
小 計		489	38.5	
矯正研修所				
1	中級管理科第1部第15回研修	21	12.0	矯正官署
2	中級管理科第2部第15回研修	24	12.0	矯正官署
3	高等科第1部第43回研修	66	6.0	矯正官署
4	高等科第2部第43回研修	43	6.0	矯正官署
5	専攻科第597回(研修担当者)研修	10	2.0	矯正官署
小 計		164	38.0	
公安調査庁研修所				
1	第95回第一部研修	49	1.0	公安調査庁
2	第85回第二部研修	48	1.0	公安調査庁
3	第26回第三部研修(特別コース)	24	1.0	公安調査庁
4	マネジメント研修	13	1.0	公安調査庁
5	初任総務管理官等研修	35	1.0	公安調査庁
小 計		169	5.0	
合 計		822	81.5	

予算執行の効率化等の講義を実施した地方研修一覧表(平成23年4月～平成24年3月)

(人, 単位)

番号	研修名	受講者数	単位数	備考(組織名)
法務総合研究所				
1	東京高等検察庁管内 検察事務官初等科研修	75	2.0	検察庁
2	東京・大阪高等検察庁管内 検察事務官初等科研修	58	2.0	検察庁
3	東京・名古屋・仙台・高松高等検察庁管内 検察事務官初等科研修	47	2.0	検察庁
4	広島・福岡・札幌高等検察庁管内 検察事務官初等科研修	36	2.0	検察庁
5	保護局関係職員初等科研修	49	3.0	保護局
6	東京高等検察庁管内 検察事務官中等科(第1回)研修	52	2.0	検察庁
7	東京高等検察庁管内 検察事務官中等科(第2回)研修	52	2.0	検察庁
8	大阪高等検察庁管内 検察事務官中等科研修	50	2.0	検察庁
9	名古屋・高松高等検察庁管内 検察事務官中等科研修	47	2.0	検察庁
10	広島・福岡高等検察庁管内 検察事務官中等科研修	49	2.0	検察庁
11	仙台・札幌高等検察庁管内 検察事務官中等科研修	36	2.0	検察庁
12	東京高等検察庁管内 検察事務官専修科研修	61	1.0	検察庁
13	大阪・広島・福岡高等検察庁管内 検察事務官専修科研修	55	1.0	検察庁
14	名古屋・仙台・札幌・高松高等検察庁 管内検察事務官専修科研修	43	1.0	検察庁
15	法務局・地方法務局職員 中等科(東京法務局管内)研修	19	1.0	法務局
16	法務局・地方法務局職員中等科(東京 法務局以外の法務局管内)研修	53	1.0	法務局
17	法務局・地方法務局職員専修科(東京 法務局管内)研修	54	1.0	法務局
18	法務局・地方法務局職員専修科(東京 法務局以外の法務局管内)研修	51	1.0	法務局
小 計		887	30.0	
矯正研修所				
1	刑務官等初等科, 法務教官基礎科	930	4.0	矯正官署
2	刑務官等中等科, 法務教官応用科	265	2.0	矯正官署
小 計		1,195	6	
合 計		2,082	36.0	

予算執行の情報開示の取組状況

公表事項	公表時期	公表日 (公表期限)		備考	参考 (サンプル)
(1) 予算支出状況の継続的な開示	所管・組織・項・目別の毎月の支出状況	第3・四半期分	第4・四半期分	公表期限までに実施	別表1
		1月31日 (2月14日)	6月13日 (6月14日)		
(2) 予算執行に関する意思決定の情報開示	①契約に係る情報	12月分	1月分	公表期限までに実施	別表2
		2月8日 (2月11日)	3月14日 (3月16日)		
(3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示	②補助金等に関する情報開示	2月2日 (2月14日)	6月13日 (6月14日)	公表期限までに実施	別表3
		第3・四半期分	第4・四半期分		
(3) 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示	委託調査費及びタクシー代	2月7日 (2月14日)	6月13日 (6月14日)	公表期限までに実施	別表4
		第3・四半期分	第4・四半期分		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

No.	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考
1	更生保護WANシステム構築作業一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年3月6日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	一般競争入札	75,058,261	73,500,000	97.9%	
2	入国管理局通信ネットワークシステムにおけるグループウェア更新及びデータ移行作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年3月6日	沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦4-10-16	一般競争入札	68,470,777	67,725,000	98.9%	国庫債務負担行為
3	更生保護情報バックアップシステム構築作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年3月7日	富士レコム株式会社 東京都板橋区板橋 1-53-2	一般競争入札	19,107,900	18,900,000	98.9%	
4	平成24年度版公務員研修教材 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年3月7日	株式会社紀伊國屋書店 東京都目黒区下目黒3-7-10	一般競争入札	4,682,958	4,563,161	97.4%	
5	中央合同庁舎第6号館施設管理・運営業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 小野瀬 厚 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年3月28日	大成サービス株式会社 東京都中央区京橋3-12-2	一般競争入札 (総合評価実施)	1,878,622,830	1,716,750,000	91.4%	国庫債務負担行為
6	自立式ラウンド会議テーブルほか 一式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 景山 和彦 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成24年3月2日	株式会社サンポ一 東京都港区虎ノ門3-15-5	一般競争入札	4,709,145	4,620,000	98.1%	
7	九段合同庁舎1階厨房排気ダクト清掃請負業務契約	支出負担行為担当官 関東公安調査局長 高森 高徳 (東京都千代田区九段南1-1-10)	平成24年3月26日	三機工業株式会社 東京都中央区明石町8-1	一般競争入札	2,310,000	1,627,500	70.5%	

補助金等に関する情報開示(平成23年度第4・四半期)

【法務省】

No.	事業名	補助金交付先名	交付決定額(円)	支出元 会計区分	(目)名称	補助金等交付決定等に 係る支出負担行為のない し意思決定の日	備考
1	法務省共済組合短期公経済国庫負担金	法務共済組合	2,127,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年1月10日	
2	法務省共済組合長期公経済国庫負担金	法務共済組合	45,292,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年1月10日	
3	法務省共済組合長期給付に係る追加費用(整理資源)	法務共済組合	1,854,724,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年1月10日	
4	法務省共済組合長期公経済国庫負担金(基礎年金)	法務共済組合	3,035,595,000	一般会計	基礎年金国家公務員共済組合負担金	平成24年1月10日	
5	刑務共済組合短期公経済国庫負担金(育児休業・介護休業分)	刑務共済組合	522,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年1月17日	
6	刑務共済組合長期公経済国庫負担金	刑務共済組合	33,817,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年1月17日	
7	刑務共済組合長期給付に係る追加費用(整理資源)	刑務共済組合	1,273,536,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年1月17日	
8	刑務共済組合長期公経済国庫負担金(基礎年金)	刑務共済組合	2,266,604,000	一般会計	基礎年金国家公務員共済組合負担金	平成24年1月17日	
9	法務省共済組合短期公経済国庫負担金	法務共済組合	2,127,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年2月6日	
10	刑務共済組合短期公経済国庫負担金(育児休業・介護休業分)	刑務共済組合	527,000	一般会計	国家公務員共済組合負担金	平成24年2月16日	

タクシー代に関する支出状況(平成23年度)

【法務省 一般会計】

(単位:千円)

組 織	第1・四半期					備 考
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	合 計	
	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3(4)月分		
法務本省	8,731	5,206	7,959	5,234	27,130	
検察庁	10,947	15,607	16,215	17,031	59,800	
矯正官署	577	892	642	358	2,469	
更生保護官署	55	55	60	153	323	
法務局	576	392	495	531	1,994	
地方入国管理官署	111	1,052	1,558	1,698	4,419	
公安調査庁	239	131	314	277	961	
合 計	21,236	23,335	27,243	25,282	97,096	

【別表4】

注)タクシー代支出額合計のうち、捜査、被收容者の出延・護送など、「職員の深夜帰宅以外に利用したもの」が約53パーセント含まれている。